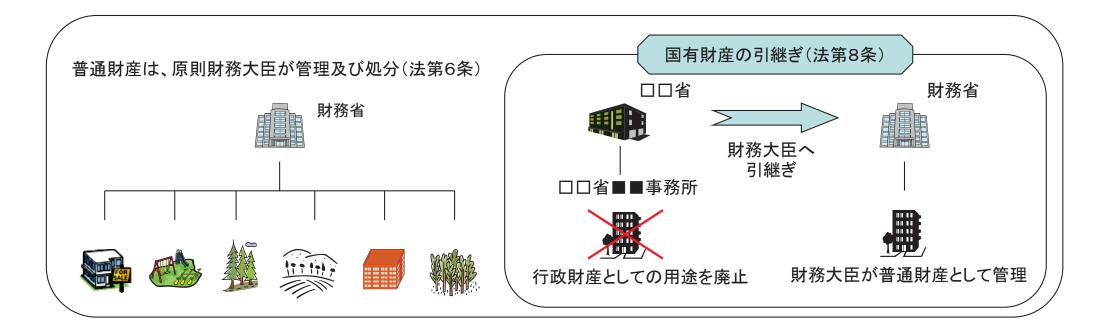
国有財産の引継ぎについて

令和元年8月8日 財務省理財局

◆普通財産の管理処分

国有財産法第6条は、「普通財産は、財務大臣が管理し、又は処分しなければならない。」とし、普通財産の管理処分機関を「財務大臣」と規定しています。

普通財産は財務大臣が管理及び処分することから、原則として、各省各庁の 長が行政財産の用途を廃止することによって普通財産となったもの等について は、財務大臣に引き継がなければなりません(法第8条)。



国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六条 普通財産は、財務大臣が管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の引継ぎ)

第八条 <u>行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に引き継がなければならない。</u>ただし、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の普通財産については、第六条の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長が管理し、又は処分するものとする。

(管理及び処分の原則)

第九条の五 <u>各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良</u> 好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その 他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。 令和元年 地方分権改革に関する提案募集への対応について

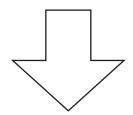
令和元年8月8日 内閣府男女共同参画局

〇提案事項

: 「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し

〇求める措置の具体的内容

「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や 交付申請等の取りまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県 の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いを できるようにすること。



〇対応の方針

「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、必要な手続や 関係する事務処理について検討を行い、都道府県の予算計上を要しない 直接補助にする方向で、関係機関との調整を行い、令和2年度以降に実 施する事業について適用することを目指す。

地域女性活躍推進交付金

(平成30年度二次補正予算0.9億円、令和元年度予算1.5億円)

目的

第4次男女共同参画基本計画期間中において、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が女性活躍 推進法に基づく推進計画を策定し、女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することを支援する。

内容

多様な主体による連携体制の構築の下、働き方改革につながる、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍推進など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。

事業スキーム

<地域における女性活躍の推進・課題解決> 「地域性」を踏まえた KPI・定量的成果目標設定・「見える化」 (M字カーブの解消、中小企業における女性の継続就業、 女性の登用拡大、管理職の意識改革、働き方改革 等) •官民連携 性活躍推進法に •地域連携 基 〈協議会等多様な 主体による連携体制> く協議会等多様な • 政策連携 ·男女担当部局 地域経済 都道府県 経済担当部局 団体 •農水担当部局 等 <多様な主体 農林水産 男女 の連携・参画> 団体 センター (コミットメント の明確化) 金融機関 市区町村 人材、資金、 ノウハウ等の 提供·共有等 民間企業 玉 ·商工会 ·経済産業局 医療法人 -農協 教育機関 ・労働局 等 社会福祉法人 銀行 特定非営利 等 活動法人

○地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍推進

- 企業の女性活躍推進の取組の促進
- 女性のロールモデルの提供やネットワーク構築
- 男性リーダー、管理職のロールモデルの情報発信等

○女性活躍のための地域プラットフォームの構築

活躍したい女性の掘り起しから、学び直し、 キャリア形成、活躍を得た後の支援まで、活 躍のステージ、時間軸に応じた総合的な支援 の実施

○協議会等を活用した継続就業を支援 する仕組みづくり

地域のニーズを踏まえ、中小企業等における育児休業の取得促進(育休代替要員の確保含む)等により、女性が継続就業しやすい環境づくり等を地域ぐるみで検討、整備

(注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

女性活躍推進法に基づく推進計画に位置付けられた事業(策定予定の推進計画に位置付けられる予定の事業を含む)が対象

【交付対象】 地方公共団体

【補助率】 2分の1

【交付上限】 都道府県 800万円(注) 政令指定都市 500万円 市区町村 250万円 情報提供

他の地域の

- 地方公共団体
- ・ 地域経済団体 等

真に実効性のある先導的な取組を支援するため、①地域性、②見える化、③官民連携・地域連携、④政策連携を要件として、地方公共団体に事業に係る数値目標の設定、効果検証の実施を求めている。また、事業採択に当たって有識者による審査等を行っている。

[※]地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業(防災、福祉等)は、上記の取組と併せて実施するもので、先進性、 先駆性のあるものに限り対象とする。